

循環型社会形成推進地域計画に関する調査研究 平成 20 年度報告書(概要版)

平成 20 年 12 月

社団法人 日本廃棄物コンサルタント協会

1 はじめに

平成 17 年度に循環型社会形成推進交付金制度がスタートした。この制度は市町村等が 3R を推進する広域的な循環型社会形成推進地域計画(以下、「地域計画」という。)を都道府県・国と意見交換して作成することにより国から施設整備の交付金の交付を受けるものである。

地域計画は、環境省のホームページによると平成 20 年 8 月現在 288 の地域計画が作成され、すべての都道府県内で作成済みである。

本調査研究は、作成済みの地域計画の内容の集計・解析、作成自治体等へのヒアリングをもとに地域計画の内容、3R 施策、作成マニュアルのアップトゥデート化等について検討・考察を行ったものである。

2 調査対象

(1) 集計・解析の対象とした地域計画書

- ・平成 20 年 4 月現在で環境省ホームページに掲載された 241 計画
- ・人口 5 万人以上又は面積が 400km²以上の 203 地域とその他の 38 地域に区分

(2) ヒアリング対象

- ・首都圏 4 自治体

3 地域計画の集計結果

主な集計結果を要約したものを各表に示す。

人口及び面積の対象要件を満たす 203 の地域計画の基本諸元は、表 1 のとおりである。単独市町村作成が 99 計画で全体の 48.8%、複数市町村作成が 51.2%を占める。計画期間は 5 年のものが大部分であり、最大 7 年となっている。

表 1 203 地域計画の基本諸元

構成市町村数		人口		面積		計画期間	
1	99	～20 万人	135	～200 km ²	60	5 年	159
2～4	70	20～100 万人	70	200～400 km ²	41	6 年	26
5～	34	100 万人～	8	400 km ² ～	102	7 年	18
		平均約 29.7 万人		平均約 553.0km ²			

表2 ごみ排出量の削減目標 (単位:%)

事業系		家庭系		総排出量
排出量	原単位	排出量	原単位	
△7.6	△9.9	△5.4	△9.1	△6.3

(注) 203 地域計画の削減目標記載値の単純平均

表3 その他の主な目標値

再生利用率(%)		最終処分率(%)		発電量(MWh/yr)	
現状	目標	現状	目標	現状	目標
20.1	28.0	15.6	9.9	23,944	30,772

(注) 203 地域計画の目標記載値の単純平均

表4 施設整備計画

施設整備の区分	事業件数
マテリアルリサイクル推進施設	214
エネルギー回収推進施設	91
有機性廃棄物リサイクル推進施設	34
最終処分場	69
浄化槽整備・浄化槽市町村整備	109
その他	20
合計	537

(注) 241 地域計画に記載された施設整備件数の合計。国の交付要綱が18年度事業から改正されたため施設の種類の名称が年度により異なる場合があるが、改正後の交付要綱の名称に合わせ分類集計した。

表5 主な施設の整備規模

項目	エネルギー回収施設 (トン/日)	最終処分場(m ³)
平均値	229	186,394
最大値	600	3,500,000
母数	78	62

(注) 203 地域計画に記載された主な施設の規模

4 3R 施策に関する整理・検討

地域計画において、家庭ごみ排出量の減量目標の上位30の地域計画を対象とし、どのような発生抑制・再使用促進施策が盛り込まれているかについて集計・整理を行った。

すなわち 3R のうちの最初の 2R 施策(Reduce, Reuse)を主に取り上げている。

施策の分類は、各自治体でまちまちであり、整理しにくいのが、行政法のテキストに記載されている行政の手法などを参考に分類整理した。経済的手法は、家庭ごみ有料化と助成制度の 2 区分、普及啓発手法や情報的手法は、普及啓発キャンペーン、環境学習・教育、情報提供の 3 区分、他に事業系ごみ対策、その他(ごみ対策)、生活排水対策の 3 区分あわせて 8 区分とした。

以下に主なものを紹介する。

なお、削減率の大きさと施策の内容等との関係は、明確ではなかった。

(1) 家庭ごみ有料化

家庭ごみ有料化施策を実施しているとする地域計画は 30 地域中 20 地域で 2/3 の割合で実施済みである。一部実施を含めると 24 地域となる。その他の計画においても、すべて有料化の検討を行うとしており、時期を明示していないのは 4 地域のみである。

(2) 助成制度

市民や市民団体への助成制度は、主にリサイクル目的であり、集団資源回収への助成が 30 地域中、18 地域、生ごみ堆肥化容器等への助成が 17 地域などとなっている。

(3) 普及啓発キャンペーン

マイバッグ運動が最も多く、22 地域で実施されレジ袋対策とあわせると延べ 30 地域に上る。次いでイベント実施が 12 地域、過剰包装/簡易包装に関する啓発が 11 地域となっている。なお、この項目は記載されていない地域はなかった。

(4) 環境学習・教育

施設見学会が 23 地域、説明会・出前講座が 19 地域、副読本・ビデオ作成が 7 地域で行われており、30 地域すべてで何らかの施策が行われている。

(5) 情報提供

不用品情報の提供が 13 地域と最も多く、次いで広報誌による情報提供 11 地域、パンフレット作成配布 8 地域、ホームページによる情報提供 7 地域などとなっている。

(6) 事業系ごみ対策

事業系ごみに関する施策としては、発生抑制に係る啓発 12 地域、分別指導 9 地域、情報提供と大口排出者のごみ減量計画書提出が各々 5 地域となっている。

5 マニュアルのアップデート化の検討

平成 17 年 6 月に地域計画作成マニュアルが作成されてから三年余が経過し、この間、ごみ処理基本計画策定指針の改定、市町村の一般廃棄物処理事業の 3R 化を図るための支援ツールの作成が環境省で行われたほか、地方分権推進委員会の議論を踏まえ交付金制度の運用の見直しが来年度に行われる予定となっている。このように地域計画に関わる社会的状況に大きな変化が起こっている。

そこで、作成マニュアルにおいてもこれらの動向を踏まえた見直し等が必要となっており、以下に若干の検討結果を取りまとめた。

(1) ごみ処理基本計画策定指針改定

一般廃棄物処理計画は、処理システム指針に掲げられた指標を用い目標を設定し、施策を講じ、PDCA サイクルにより継続的に点検、見直し、評価を行い、その結果を公表していく考え方について改定指針では明記している。

地域計画も、目標値を定め、毎年、進捗状況を把握し公表していくものとされており同様の手法をとっている。しかし現状では指標が各々異なり、各々別個に進行管理することとなり効率的ではない。したがって統一的に管理できる指標、処理計画の指標を地域計画においても使用することが望ましい。ただし地域計画は施設整備のための計画であることからごみ総量に係る指標も必要であり、これを補助指標として加えることも検討すべきである。

また、温暖化対策に関する指標は、地域計画ではほとんど採用されていないが、今後は積極的に採用していく必要がある。

(2) 費用対効果分析、事後評価

国庫補助金による助成を行っていたときに整備された手法を用いて標記の分析、評価を行うことができる。このような分析、評価は、財源の如何に関わらず実施することが重要であり、マニュアルにおいてもきちんとした位置づけが必要である。

(3) 交付金制度の運用見直し

一般廃棄物処理計画をもって地域計画に代えるためには、施設整備の具体的事項を計画策定時に検討し、記載する必要がある。すなわち整備事業および計画支援事業の期間、工程、事業費等について検討、決定している必要がある。一般的には一般廃棄物処理基本計画の策定時またはその後に施設整備構想計画や処理システム比較検討、事業手法比較検討等を行って事業実施の意思決定がなされるので自治体は基本計画策定時に行う作業が輻輳することとなるので留意を要する。

この概要版及び本編に関するお問い合わせ先 (社)日本廃棄物コンサルタント協会

住所:〒101-0032 東京都千代田区岩本町 2-1-20 エステックビル 3階

TEL:03-5822-2774 FAX:03-5822-2775

E メール:jwc@haikonkyo.or.jp